

# ふくい消費生活

## 「おかしいな?」と思ったら、消費生活センターへ



消費者トラブルを防ぐためには、本人が意識を高める必要があります。しかし、高齢者や若者の消費者トラブルの中には、自身が消費者トラブルに巻き込まれていることに気がついていない場合もあります。その場合には、ご家族や周りの方々が悪質商法等の手口を知り、普段から見守っていただくことが大切です。

「おかしいな?」と思ったら、消費生活センターへつないでいただき、周りの方々の見守りで消費者トラブルを防ぎましょう。

情報誌に関するアンケートを実施中/  
ご協力をお願いします!!

詳しくは最終8ページへ

- 消費生活センターでは、
- 各種消費者トラブルについての問合せ、相談
  - 各種専門機関等の紹介
  - 消費者トラブルについて楽しく学べる出前講座

などを受け付けています。

お気軽に

消費者ホットライン

い や や  
188

にご相談ください。



「気をつけよう! 見守ろう! ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます▶

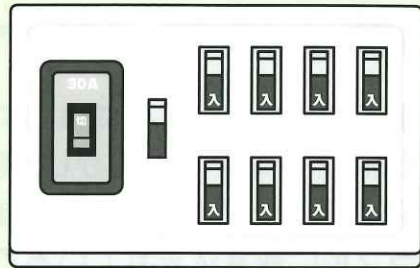
## 目次

- 訪問業者やレスキュー商法による消費者トラブル ..... 2、3
- 消費生活用製品の重大事故防止!! / 温水洗浄便座は電化製品です! ..... 4
- デジタル遺品・遺産を確認してみましょう ..... 5
- 消費生活センターによせられた相談を紹介します ..... 6
- 消費生活講座のご案内 / 消費生活モニターの皆様にお聞きました ..... 7
- 専門家による消費生活相談会 / 消費生活センターのご案内 / アンケートのお願い ..... 8

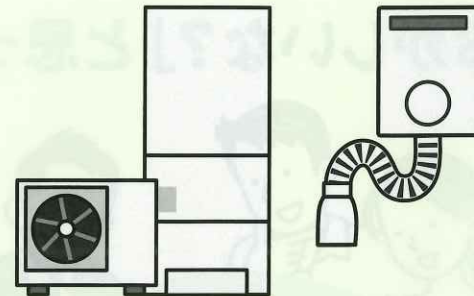
## 訪問業者との契約は慎重に!

高齢者は在宅していることが多く、訪問販売や訪問購入、電話勧誘販売の相談の割合が高くなります。

訪問での勧誘では、よく考える余裕もなく、比較検討の機会もないままに契約をしてしまいがちです。強引な勧誘や長時間におよぶ勧誘、ウソの説明、説明不足などの問題もみられます。その場で契約することは避け、家族等と相談し、本当に必要かどうか慎重に判断しましょう。



**相談事例 1** 契約している電力会社に委託されたという業者から「分電盤の点検をする」と電話があった。昨日訪問してきて、点検後に「分電盤が古いので漏電する可能性もある。危険なので交換した方がいい」と言われた。漏電したら困ると思い、約23万円で契約し、数日後に工事予定だ。念のため、契約している電力会社に確認したところ「この業者は当社とは関係ない」と言われた。不審なので解約したい。



**相談事例 2** 数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「すぐに交換しなければ危ない」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら大変だと思い、承諾してしまった。費用は約50万円だという。高額だし不審なのでこの契約をやめたい。

## 訪問販売について知ろう!

訪問販売は、トラブルが生じやすいため、勧誘や販売の方法について法律で細かく定められており、違反した場合、行政処分の対象になることがあります。次の決まりを守らない業者には、特に警戒しましょう。

### 氏名等の明示義務

勧誘の前に、会社名、訪問の目的、商品・サービスの内容を明らかにしなければならないことになっています。

### 再勧誘の禁止

断った人に勧誘を継続したり、再度勧誘したりすることは禁止されています。

### 書面交付義務(交付日からクーリング・オフ期間がスタート)

契約内容や条件などを記載した書面を交付しなければならないことになっています。

### 不実告知、威迫・困惑などの禁止

勧誘時に虚偽の説明をしたり、脅したり困惑させたりする行為は禁止されています。



## 日常の緊急事態につけ込む「レスキュー商法」に注意!

「トイレが詰まった」「蛇口から水漏れが!」「鍵をなくして家に入れない」…。突然発生する暮らしの中での困った出来事。インターネット検索やポストに入っていたチラシで見つけたレスキューサービスの業者に、慌てて連絡するかたも多いのでは!? しかし解決を急ぐあまり、業者や契約内容について十分に検討しないまま契約してしまった結果、高額な請求をされるなどのトラブルになるケースもあり注意が必要です。



**相談事例 1** 夜に自宅のトイレが詰まった。インターネット広告に「料金390円から」と記載された事業者修理をお願いしたと電話した。作業員が到着し、高圧ポンプで10分程作業した。解消されないで「追加の作業で20万円前後かかる」さらに「再発防止のため、15万円かかる」と言われた。最終的に約55万円の契約書を渡された。「現金で支払えば50万円に値引く」と言われ、ATMで現金を引き出しその場で支払った。よく考えてみるとあまりに高額で納得できない。

**相談事例 2** 深夜に自宅マンションの鍵を紛失したことに気づき、慌ててインターネット検索で一番上に表示されたサイトにアクセスすると「最も高額な作業でも8,000円から」と書いてあったため、事業者電話した。作業員が来訪し、「特殊な鍵だから解錠するだけで10万円はかかる」と言われた。10万円も現金はないと言ったら「いくら現金を持っているのか。持っている金額でやってあげる」と言われ、5万円に減額された。本当にシリンダー交換も必要なのか聞いたところ「争いたいのか。こちらはあなたの個人情報を知っている」と言われ怖くなり、作業に承諾し代金の支払いもしてしまった。

## アドバイス

- 極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意しましょう。
- 緊急を要するトラブルの発生に備え、日頃から対応できる事業者を探しておきましょう。
- サービスや料金に納得できない場合は、契約を急がされても、きっぱり契約を断りましょう。
- 実際に水漏れなどのトラブルが起こった時を想定し初期対応について調べておきましょう。
- できる限り複数社から見積りを取り比較・検討しましょう。  
トラブルになった際には消費生活センターに相談してください。クーリング・オフ制度等が適用できる場合があります。

出典:「水漏れ、解錠、トイレ修理…緊急時の駆け付けサービスのトラブルにご注意!」(政府広報オンライン)を加工して作成



あなたの持っている商品は大丈夫？

## 重大事故防止!! リコール対象製品・古い製品・使い方

「ワイヤレスモバイルバッテリー」・「ポータブル電源」・  
「ワイヤレスイヤホン」等 電気製品です。  
発煙・発火、火災事故が発生する事があります。



リコールお役立ち情報

消費者庁リコール情報サイト <https://www.recall.caa.go.jp/index.php>

## 温水洗浄便座も電気製品です

ご自宅の温水便座、  
古くありませんか？  
故障していませんか？  
リコール製品ではありませんか？

故障放置で  
火災のおそれ



### 予想される事故

発煙  
発火

製品や便座コード、  
コンセント部から火

やけど

誤動作し、  
熱いお湯が出る

長時間  
着座の  
危険



感電  
漏電

漏電し、感電

階下  
漏水

水漏れが継続し、  
階下へ漏水

低温  
やけどに  
注意



### 使い方に注意

- ✓ 洗剤・薬品の選択ミス
- ✓ 誤った使い方
- ✓ 便器鉢内に洗剤を放置
- ✓ 使用できる洗剤・薬品を直接かける

### 想定される危険

内部の金属部品が腐食・劣化  
感電・漏電の原因  
発煙・発火の原因

### 安全に使う3つのポイント

#### Point 1

定期的な点検 (有料)

**セルフ安全  
チェック**

#### Point 2

リコール製品、  
故障した製品

**使わない**

#### Point 3

長期間 (10年以上)  
使用の製品

**買い替えを検討**

家族にトラブルを残さない為に

## 「デジタル遺品」「デジタル遺産」を確認してみましょう

インターネットでの情報管理が普及した近年、誰にもインターネット上の  
情報を整理する必要性が高まっています。

整理しておくべき  
理由

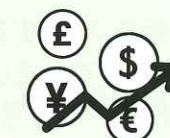
1. 契約のID・アカウントが解らない
2. パソコン・スマートフォンのパスワードが解除できなくなってしまう



ネット銀行



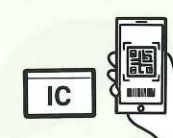
ネット証券



FX



仮想通貨・NFT



電子マネー



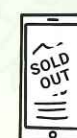
マイレージ・ポイント



定額課金・サブスク



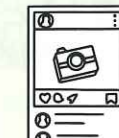
クラウドファンディング



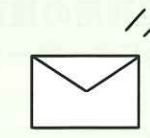
フリマ売上



ネット接続料金



SNS・ブログ

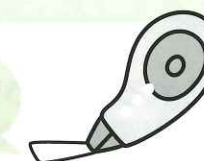


メール

対策①

パスワードを  
書いた紙を  
保管しておく

簡単に  
見られないよう  
修正テープで  
マスキング



対策②

サービスの  
ID・パスワードを整理しておく

対策③

エンディングノートを  
活用する

対策④

自分がなくなった後、  
アカウントにアクセスできる人を  
指名しておく

個人アカウントに  
関するサービスを  
チェック

### データにまつわる トラブル

- ① 思い出の写真や動画が  
消える
- ② 訃報を伝える関係者の  
連絡先がわからなくな  
る
- ③ 個人情報流出して  
第三者に悪用される

### 契約に関するトラブル

- ① 有料サイトや課金アプリ  
(サブスクリプション  
サービス)の契約は自動  
更新が多く、故人が生前  
に解約していなければ、  
没後も契約が継続され、  
銀行口座から金銭が  
引き落とされ続けて  
しまう

### 相続に関するトラブル

- ① 故人の資産が把握できず、相続  
手続が困難になる
- ② FX(外国為替証拠金取引)や先物  
など、高リスクの取引を行っていた  
場合、事実を遺族が関知しない  
まましていると、損失が際限なく  
膨らみ続け、気づかないまま相続  
することで莫大な借金や負債を  
背負う恐れがある

## 消費生活センターに寄せられた相談を紹介します

### クレジットカード会社からのショートメール？ それ、フィッシングメールです！

#### 相談事例

クレジットカード会社から「ご利用料金のご案内。下記よりご確認ください」とスマホにURL付きのメールが届いた。該当するカードは持っていないが心配。記載されていたURLを開き確認したほうがよいか。

#### アドバイス

URLを開いて情報を入力すると、クレジットカードや携帯電話会社のキャリア決済など不正利用されてしまいます。万一、入力してしまった場合は、すぐにパスワードやクレジットカード番号などを変更しましょう。

### トラブルに遭わないために

フィッシング詐欺のトラブルに遭わないために

- ①メールやSMSに張り付いているURLには安易にアクセスしない。個人情報を入力しない。正規のURLやアプリからアクセスを。
- ②パスワード等は複数のサービスで使いまわさず、しっかり管理を。
- ③不正利用の被害に遭ってしまったときの被害を早期に発見するためにも、カードの利用明細は定期的に確認を。



### SNSの“簡単に儲かる”副業サイトは要注意！

#### 相談事例

「簡単に儲かり、0円から始められる」というSNSの広告をみて、副業サイトに登録したら、業者から電話があり「仕事をするためには20万円のサポート料金が必要」と説明され、仕方なくサポート契約をしたが、解約したい。

#### アドバイス

ネット広告にはなかった高額なサポート契約を電話で勧誘された場合は、「電話勧誘販売」にあたり、クーリング・オフができます。この相談事例では、クーリング・オフの手続きをとることで、解約することができました。「お金がない」と断ると、遠隔操作アプリを悪用して消費者金融から借金をさせられるケースがあります。借金を勧められたら、きっぱりと断りましょう。

### トラブルに遭わないために

SNSには副業や投資関連の広告が多数あり「稼ぐためにサポートする」と業者から様々な理由で大金をだまし取られる相談が増えています。トラブルを防ぐには、

- ①簡単に稼げることを強調した広告は信用しない。
- ②自分自身の個人情報を業者は安易に伝えない。慎重に慎重に！
- ③振込を求められたり借金を勧められたら詐欺を疑う！



### 賢く学ぼう！ 講師を派遣します！ 消費生活 出前講座 無料

#### 対象・条件

- ①学校、公民館、職場、老人会、各種サークル、子育て支援センター、子ども会等
- ②原則、月～金曜日の10時～16時

#### 講座の内容

- ①最近の相談事例（インターネットトラブル、訪問購入、点検商法）やトラブルに遭わないための対策、クーリング・オフ制度など
- ②製品事故、子供のやけどや誤飲などの事故の防ぎ方

#### 申込の方法

開催する1か月前までにお電話ください。日時などをご相談した後、ホームページの依頼書をご提出ください。※講座の講師派遣費用は無料です。ただし、会場につきましては実施団体でご準備ください。

お気軽に  
お申し込みください！

動画やクイズを  
交えて、  
わかりやすく  
お話しします。



お問い合わせ先

#### 福井県消費生活センター

〒910-0858  
福井市手寄1丁目4-1 AOSSA7階  
TEL 0776-22-1102 FAX 0776-22-8190

#### 福井県嶺南消費生活センター

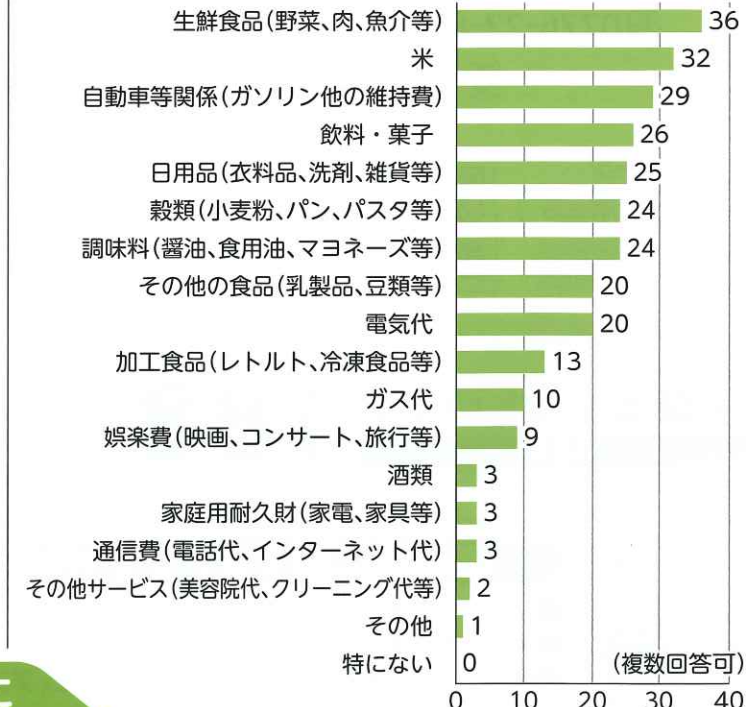
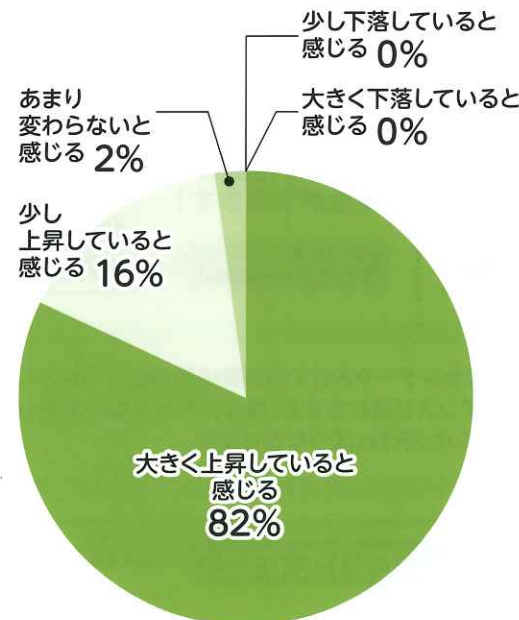
〒917-0069  
小浜市小浜白鬚112 白鬚業務棟3階  
TEL 0770-52-7830 FAX 0770-52-7831

### 消費生活モニターの皆様にお聞きしました！

実施時期：12月 回答者：県消費生活モニター 44名

昨今の生活関連物資の価格について、  
あなたの感想に最も近いものを  
1つ選んでください。

「大きく上昇していると感じる」または  
「少し上昇していると感じる」と回答した方  
価格が上昇していると感じるものを選んでください。



#### 値上げの影響をおさえるために

食品ロスを抑えるために、必要な分だけ買う、冷蔵庫の中を整理して使いきる、必要な分だけ作って食べきるなどの工夫を行いましょう。消費期限と賞味期限の違いを理解して、すぐ食べるものなどは、値引きされている商品を選んでみましょう。

燃費をよくするためにもエコドライブを実践してみよう。例えば、急発進・急ブレーキや無駄なアイドリングをやめる、空気圧の点検などを心がけよう。

その他の情報はこちら▶▶▶



# 消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

3月～5月の開設日

開設時間/14:00～16:00

| 分野             | 3月                      | 4月                 | 5月                                  |
|----------------|-------------------------|--------------------|-------------------------------------|
| 福井弁護士会<br>(法律) | 4日(火) 県消費生活センター<br>(注1) | 1日(火) 県消費生活センター    | 7日(水) 県消費生活センター                     |
|                | 13日(木) 県嶺南消費生活センター      | 10日(木) 県嶺南消費生活センター | 8日(木) 県嶺南消費生活センター                   |
|                | 19日(水) 県消費生活センター        |                    | 21日(水) 坂井市消費者センター<br>(0776-50-3029) |
| 司法書士(法律)       | 27日(木) 県嶺南消費生活センター      | 24日(木) 県嶺南消費生活センター | 22日(木) 県嶺南消費生活センター                  |

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。(注1)AOSSA7階の空調工事のため、AOSSA内会議室にて実施します。

お気軽に  
ご相談下さい

## 消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています

### 福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

### 福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間/9:00～17:00 (祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

ホームページ

Q 福井県 消費生活

県消費生活センターHP



フェイスブック

県消費生活センター  
Facebook



メールで相談の  
受付ができます!

県消費生活センターHP  
「消費生活メール相談」



消費者ホットライン

局番なし

い や や  
188

福井県消費生活センターやお近くの消費相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

## 情報誌に関するアンケートを実施しています



- ① スマートフォンでカメラを起動します。
- ② カメラをQRコードにかざし、読み取りたいQRコードをタップします。
- ③ 表示された通知(URL)をタップすると、アンケートのページへ移動できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

◀◀◀◀ アンケートはこちらから ぜひ、ご意見をよろしくお願いいたします。

発行

## 福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎ 0776-20-0287 FAX 0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい  
X(エックス)

消費に関する安全安心の  
情報を発信しています。  
ぜひ、フォローしてくだ  
さい。

発行日/令和7年3月